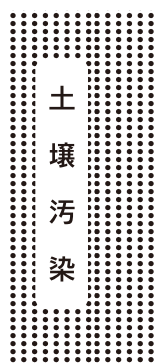


## 9. 土 壤 污 染



## 9. 土 壌 汚 染

### 概 況

土壌汚染は、大気汚染や水質汚濁等と異なり、発生源を断てば汚染が解消する汚染ではなく、一旦汚染されると除去しない限り、その影響が長期にわたり持続する蓄積性の汚染といわれている。

そのため、土壌汚染の状況を把握して、人への健康被害を防止するために対策を行うことにより、人の健康を保護する目的とする土壌汚染対策法が平成 14 年 5 月に制定され、平成 15 年 2 月 15 日から施行された。この法律では、揮発性有機化合物、重金属、農薬等の 25 物質を特定有害物質と定め、これらを取り扱っていた工場を廃止する場合や、工場跡地などで土壌汚染のおそれが高く人の健康へ被害を及ぼすおそれのある場合には、土地の所有者等がその汚染の状況を調査することになる。この調査で土に含まれている特定有害物質が基準を超えていることがわかった場合は、本市がその土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定する。指定された区域では、汚染原因者（汚染原因者などが不明の場合は土地所有者）が汚染された土をきれいな土で覆ったり、封じ込めたり、浄化するなどの対策をとる必要がある。

また、平成 21 年 4 月に公布された土壌汚染対策法の改正により汚染土壌の適正管理の観点から、汚染土壌の処理を業として行う者は、許可が必要となった。

県条例においても土壌・地下水汚染の未然防止から、調査義務、汚染土壌の拡散防止や土地改変時の義務について規定されている。

本市における土壌汚染対策法、県条例の届出状況は、表 9-1 と表 9-2 のとおりで、平成 25 年度に指定された区域は無く、指定解除された区域は 3 件となっている。

表9-1 土壌汚染対策法に係る届出状況

(単位：件)

項 目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
法第 3 条第 1 項			
有害物質使用特定施設の廃止	3	5	4
土壌汚染状況調査の結果報告	3	5	3
土壌汚染状況調査の調査実施中	2	0	0
法第 3 条第 1 項ただし書き			
土壌汚染状況調査の調査猶予	1	6	3
土壌汚染状況調査の調査猶予取消	0	1	1
土壌汚染状況調査の調査猶予の手続中	1	0	0
法第 4 条※ <sup>1</sup>			
一定の規模以上の土地の形質の変更	14	5	11
土壌汚染状況調査の調査命令	0	0	0
法第 5 条※ <sup>2</sup>			
土壌汚染状況調査の調査命令	0	0	0
法第 6 条※ <sup>1</sup>			
要措置区域の指定	0	1	0
要措置区域の指定解除	0	1	1
法第 11 条※ <sup>1</sup>			
形質変更時要届出区域の指定※ <sup>3</sup>	0	0	0
形質変更時要届出区域の指定解除	0	0	2

※ 1 法改正(平成 22 年 4 月 1 日施行)により新たに追加された条項

※ 2 旧法の法第 4 条と同じ

※ 3 旧法第 5 条の規定により指定されている土地は形質変更時要届出区域とみなす

表9-2 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出状況

(単位：件)

項 目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
条例第 39 条※ <sup>1</sup>			
土壌汚染等調査の結果報告	1	2	2
条例第 39 条の 2※ <sup>2</sup>			
過去の有害物質取扱事業所の設置状況調査結果	14	5	11
土壌汚染等調査の結果報告	1	1	0
条例第 40 条			
汚染拡散防止の応急措置等	0	0	1
条例第 45 条※ <sup>1</sup>			
土壌又は地下水の汚染の状況等報告	0	0	0

※ 1 条例改正(平成 22 年 10 月 1 日施行)により新たに追加された条項

※ 2 旧条例の条例第 42 条と同じ

